

議案第32号

訴訟上の和解について

損害賠償請求事件について、次のとおり和解する。

令和4年3月10日提出

新居浜市長 石川 勝行

- 1 事件名 損害賠償請求事件（松山地方裁判所西条支部平成30年（ワ）第81号）
- 2 当事者
 - （1）原告 新居浜市立中学校の生徒であった者
法定代理人 親権者 父
法定代理人 親権者 母
 - （2）被告 新居浜市（代表者 新居浜市長 石川 勝行）
- 3 訴えの概要

平成29年に新居浜市立中学校の部活動において発生したいじめに関し、同年開催された部活動の保護者会における学校の対応において、原告の名誉を毀損するとともに名誉感情を害する発言があり、その発言は社会相当性を超えた違法な行為であること。また、原告が訴外生徒に被害を与えたと被告が認定した理由について詳しい調査を求める質問書を学校に渡したが、調査及び具体的な説明を行わなかったことは説明義務違反であり、被害の内容や因果関係などを調査し、その上で解決するよう、学校関係者は履行すべき義務を負っていたにもかかわらず、それを怠ったことは安全配慮義務違反であること。これらの違法行為により、原告は多大な精神的苦痛を受けた。

上記理由から、原告は被告に対し、国家賠償法第1条第1項に基づき、330万円

の損害賠償及びこれに対する平成29年7月19日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めて訴えを提起した。

4 和解条項

- (1) 被告は、原告が他の少年と異なり、被害者に対して肩パンチ（肩パン）だけをしたと認識していること、学校において肩パンチの具体的な意義を認識していないことを確認する。
- (2) 被告は、学校が開いた保護者会において前号のことに明確に触れられなかった結果、原告が肩パンチ以外の行為もしたかのような印象を与えかねない状況が生じ、原告が本件訴えを提起するに至ったことについて、真摯に受け止める。
- (3) 原告と被告は、原告と被告との間に、本件に関し、何ら債権債務がないことを確認する。
- (4) 訴訟費用は、各自の負担とする。

提案理由

損害賠償請求事件について、原告と訴訟上の和解をするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。

参照条文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（1）～（11）（省 略）

（12）普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

（13）～（15）（省 略）

2 （省 略）